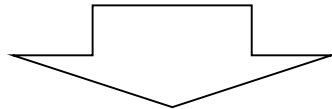


低入札価格調査基準価格の一部見直しについて

令和4年4月1日以降に入札公告等を行う工事について、低入札価格の基準となる調査基準価格の算定方法を以下のとおり見直すこととしましたので、お知らせします。

【これまでの算定方法】

- ・入札書比較価格（予定価格に100/110を乗じて得た額）の7.5/10から9.2/10の範囲内で次に掲げる額の合計額
 - ・直接工事費の97%
 - ・共通仮設費の90%
 - ・現場管理費の90%
 - ・一般管理費の55%
- （注）平成31年9月30日までに引渡しがなされる契約については、予定価格に100/108を乗じて得た額



【見直し後の算定方法】

- 入札書比較価格（予定価格に100/110を乗じて得た額）の7.5/10から9.2/10の範囲内で次に掲げる額の合計額
- ・直接工事費の97%
- ・共通仮設費の90%
- ・現場管理費の90%
- ・一般管理費の**68%**

※ 一部の工事については、上記の範囲内で適宜定めた額

《調査基準価格》

契約の相手方となるべき者の入札価格によっては、その契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かの調査を行う基準